

司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議

2011年2月10日

千葉県弁護士会

会長 市川清



第1. 決議の趣旨

- 1 当会は政府に対し、司法試験合格者数について直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下とするよう求める。
- 2 当会は政府に対し、法科大学院修了者、予備試験合格者に対する受験回数制限条項を撤廃することを求める。

第2. 決議の理由

- 1 政府は、2001年6月の司法制度改革審議会（以下、「司法審」という。）意見書を受けて2002年3月に司法制度改革推進計画を閣議決定し、司法試験合格者を急増させる政策を推進してきた。そして、増員を支えるための新たな法曹養成過程として2004年4月には法科大学院制度が創設され、2006年から新司法試験が開始されている。これらにより、2000年に1万7126人だった弁護士は、2010年3月末日までに68.1%も急激に増加し、2010年12月には遂に3万人を突破した。
- 2 ところが、法科大学院適性試験の志願者数は制度開始当初の3分の1以下となり、社会人はおろか学生の志願者まで大幅に減少するなど、早くも新たな法曹養成制度は制度全体が悪循環に陥っている。

「法曹離れ」が生じたのは、年々進行する司法修習生の就職難、即独、タク弁、ノキ弁、ワーキングプア弁護士などの問題、弁護士の収入の減少、法科大学院の学費などのコストの問題など様々な要因が考えられるが、これら様々な病理がマスメディアの特集などで度々取り上げられて広く国民に知られるようになり、法曹、とりわけその大多数を占める弁護士という職業の魅力が急速に失われていることが原因であると考えるのが妥当である。

- 3 ところで、司法審意見書は、現在（2001年当時）の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあるとし、かつ今後の社会・経済の進展に伴い、法曹需要が量的に増大し、質も多様化高度化するとの予想に基づき、法曹人口の大幅な増加が急務となっていると結論付けていた。

この点、被疑者国選の創設、拡大、裁判員裁判の開始など、新たな立法により法曹需要が増大し、法曹の急増がこれを下支えしてきたということは否定できないし、最高裁の判断を契機とした過払金返還請求訴訟の急増により、地方裁判所、簡易裁判所における民事・行政事件の新受件数も増加してきた。

しかし、貸金業法改正等により、急増した過払金返還請求訴訟が今後収束に向かうことは確実であるし、最高裁判所の司法統計上、他に法曹需要の増加が確認できる類型の事件はなく、むしろ過払いを除く全体の事件数としては減少傾向にある。企業や

自治体、国際機関などへの弁護士の進出もそれほど進んでおらず、そもそも企業や自治体における弁護士採用の需要はほとんどないということも日弁連のアンケート調査によって明らかとなっている。急激な合格者数の増加の結果、地方に登録する弁護士も増えたが、これまで弁護士不足とされていた地方会も今では充足感を訴えるようになった。仮に司法審意見書当時に潜在的法曹需要があり、更にこの10年間で法曹需要が増大しているのであれば、弁護士が大幅に増加し、弁護士過疎も急速に解消しつつある現在、需要が顕在化していないということは考えにくいのであるから、司法審が見込んだ潜在的需要も法曹需要の増大もほとんどなかったと結論付けるのが妥当であり、これ以上の法曹増員の必要性を見出すことはできない。

4 また、司法審意見書は小泉改革当時の規制緩和による自由競争、構造改革推進といった新自由主義的価値観に基づき、法曹人口も市場競争に委ねればよいとの姿勢を鮮明にしていた。しかし、法律問題に直面する機会に乏しい一般市民が弁護士の質の優劣を判断することは事实上不可能であるから、弁護士が増えすぎても、市場原理によって質の悪い弁護士が淘汰されるというのは非現実的であり幻想に過ぎない。また、弁護士は基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とされており、その使命に基づいて誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならないものとされているとおり（弁護士法第1条）、弁護士業務は利益を追求し、商業的な成功をおさめることを目的としたものではなく、本来市場原理とは相容れないものである。弁護士大増員による過当競争状態が生じ、弁護士が利益追求を第一義とせざるを得なくなれば、いかに社会的に重大な意義を有する事件や公益的活動であっても利益にならなければ放置されることとなり、そのような事態を見過ごせずに引き受ける弁護士が真っ先に市場から淘汰されるということになりかねない。

司法審意見書の依つて立つ思想は、弱者、少数者の人権救済の砦たる司法の役割とは相反するものであり、少なくとも僅か10年先の法曹需要すら見誤ったのであるから、法曹人口政策に関する限りにおいては、これと決別した上で抜本的に改める必要があるものと考える。現在、法務省及び文部科学省が法曹養成制度の改善方策の検討に入っており、総務省も法曹養成制度の評価にとりかかっているが、単なる弥縫策ではなく、法曹の魅力増によって法曹志願者を増やし、法曹の質を向上させ、司法の信頼を勝ち取るという好循環を生むためにどのような制度設計をするのかという観点から抜本的な改善がなされるべきである。

5 かかる観点からすれば、当会としてはまず直ちに司法試験合格者を1000人以下とすることが必要であると考える。2009年時点の法曹三者の人口は3万1441人であり、仮に司法試験合格者を1500人とした場合、2027年に法曹人口は5万人を突破し、2037年に6万人を突破してその後6万3000～5000人程度で推移するとされているが、この程度ではごく短期的に就職難等の問題が緩和されるかもしれないものの抜本的問題解決には程遠い。仮に司法試験合格者数を1000人とした場合でも、法曹人口は徐々に増加し、2042年の4万8000人をピークとしてその後徐々に減少して4万1000～2000人程度で推移すると推計されており、決して法曹人口全体が減少するのではない。就職難やOJTの問題、日本の人口が中長期的に減少し、法曹需要も減少する可能性が高いことなどを踏まえれば、少な

くともこの程度まで思い切って合格者数を減らさなければ、弁護士過剰状態の抑制にはならず、悪循環を止めることはできないであろう。

6 なお、司法試験合格者を1000人以下とすることは、既存の法科大学院や法科大学院生にとって厳しい措置であるかもしれないが、法科大学院制度が存続できたとしても、司法の崩壊を招いたのでは本末転倒であるから、合格者数の抑制は避けて通れない問題である。また、法科大学院生については、合格後の就職状況等の改善が見込まれるので合格者の抑制は不利益のみではないし、合格しにくくなることの不利益は別の改善策を用意することによって配慮すべきである。

7 この点、法科大学院卒業後（本年から開始される予備試験合格者については合格後）5年間に3回という受験回数制限（いわゆる三振制度）を廃止し、何度でも受験できる環境にすることは法科大学院生にとって一つの改善策たりうる。受験回数制限は3000人合格、7～8割の合格率という制度設計を念頭に設けられたものであるが、2010年度の合格率は約25%にまで低迷して806人の法科大学院既卒者が受験資格を失っているのであるから、もはや受験回数制限の立法事実は存在しないというべきである。また、受験回数制限はいわゆる受け控えを生み、法曹志願者にとっての不安材料の一つとなっているが、学習進度は人それぞれであり、そもそも回数等により一律に受験制限を行うことに合理的な根拠は見出し難い。かかる受験回数制限は、「法曹離れ」の要因の一つでもあり、これを放置すれば今後も毎年大量の失権者を生み出し続けることは確実であるから、合格者1000人以下実現の成否にかかわらず、早急に撤廃されなければならない。

8 以上の理由により、当会は政府に対し、司法試験合格者数について直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下とすること及び法科大学院修了者、予備試験合格者に対する受験回数制限条項を撤廃することを求め、この決議をする。